

第 2 回

赤穂市高齢者保健福祉計画及び 介護保険事業計画策定委員会資料

(4) 地域区分について



地域区分について

地域区分について

現状・課題

- 介護報酬は、サービスの提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定するものであり、地域ごとの人件費の地域差を調整するため、地域区分を設定し、地域別(8区分)及び人件費割合別(3区分)に1単位あたりの単価を定めている。
- 地域別の区分は、統一かつ客観的に設定する観点から、原則として、地域ごとの民間事業者の賃金水準等を反映させたものである公務員の地域手当に準拠して設定している。その上で、隣接地域とのバランスを考慮して公平性を確保すべきと考えられる場合には、介護報酬改定の際に、適用する級地の見直しを行っている。なお、地域区分は、地域間における人件費の差を勘案して、地域間の介護保険費用の配分を調整するためのものであり、財政的に増減を生じさせないようにすること(財政中立)が原則として運用してきている。
 - 【平成27年度介護報酬改定】
 - ・公務員の地域手当の見直しを踏まえ、これに準拠する形で見直し。
 - ・その際、自治体における保険料の大幅な変動を緩和する観点から、各自治体の意見を聴取した上で、地域区分について、当面の間、公務員の地域手当の見直しを反映した値の範囲内で、設定できることとする経過措置を設定。(3年ごとに見直し)
 - ・また、特例として、公務員の地域手当の設定がない地域(「その他(0%)」の地域)のうち、地域手当の設定のある地域と複数隣接している場合には、「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で適用級地を見直しを可能とした。(複数隣接ルール)
 - 【平成30年度介護報酬改定】
 - ・平成27年度に設けた経過措置を延長。
 - ・特例として、当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合には、「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で適用級地を見直しを可能とした(完全囲まれルール)
- 前回改定時に地域区分に関する自治体意見を調査したところでは、現行の設定方法について約9割の自治体からは意見がなかった一方で、隣接地域の経過措置の適用状況等により、現在、一部の自治体からは、区分の見直しに関する要望がある。
- また、近年、介護人材の確保が課題となる中、通所系サービスや施設系サービスを中心に、人件費割合は上昇傾向にあり、より丁寧に実態を見ていく必要があるとの指摘もある。

前回の報酬改定における主な意見について

平成29年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）（平成28年12月19日社会保障審議会介護給付費分科会）

(2) その他

平成27年度介護報酬改定後の議論の中で、地域区分の在り方については、地方自治体の対応準備に時間を要するため、一定期間内に方向性を示すことができるよう検討することとされたことを受けて、政府において、地域区分に関する地方自治体の意見について調査が行われた。本調査の結果を踏まえ、地域区分については、引き続き、現行の設定方法を原則としつつ、隣接地域とのバランスを考慮し、なお公平性を確保すべきと考えられる場合について、特例を設けることが適当である。

具体的には、現行の設定方法による区分を適用した結果、隣接地域全ての地域区分が当該地域より高くなる地域については、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番低い区分までの範囲内の区分を選択できることとし、隣接地域全ての地域区分が当該地域より低くなる地域については、当該地域の地域区分の設定値から隣接地域のうち一番高い区分までの範囲内の区分を選択できることとすることが適当である。

また、平成27年度介護報酬改定による地域区分の見直しに伴う経過措置について、現状では平成29年度末までがその期限となっているが、この点に関しては、地方自治体への調査における意見を踏まえ、平成27年度から平成29年度末までの当該地域の地域区分の設定値から地域区分の設定方法を適用した後の最終的な設定値までの範囲内の区分で、平成32年度末まで引き続き経過措置を講じることを認めることが適当である。

これらの見直しについては、対象地域に対して、関係者の意見を踏まえて適切に判断するよう求めるとともに、新たな設定方法の適用についての意向を十分に確認した上で、財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下、平成30年度介護報酬改定において実施することが適当である。

なお、地域区分の在り方については、少なくとも市町村域を超えた、より広域的な範囲での設定とするなど根本的な見直しを含めて、今後も引き続き検討すべきとの意見があった一方、仮に広域的な範囲で設定することとしても、地方自治体のブロック分けの方法や各ブロックにおける級地の設定方法について、より多くの地方自治体の納得を得られるものにするのは極めて困難ではないかとの意見があった。

平成30年度介護報酬改定に関する審議報告（抜粋）（平成29年12月18日社会保障審議会介護給付費分科会）

(2) 地域区分

地域区分については、平成29年度介護報酬改定の審議報告により、特例（完全囲まれルール）と経過措置（※）の適用について、自治体の意向を確認した上で平成30年度改定で実施することが適当であるとされた。

これを受けて、自治体に対して地域区分に関する意向調査を行ったところであり、その結果を平成30年度からの地域区分の級地に反映する。また、単価の設定にあたり用いる各サービスの人員費割合については、各サービスの人員配置基準に基づき、実態を精査の上で、必要に応じて見直しを行う。

なお、地域間における財政的な増減を生じさせない財政中立の原則の下に、実施する。

介護報酬について

- 介護報酬は、法律上、事業所が所在する地域等も考慮した、サービス提供に要する平均的な費用の額を勘案して設定することとされている。（介護保険法第41条第4項等）
- 利用者に直接介護サービスを提供する従業者の賃金は地域によって差があり、この地域差を介護報酬に反映する為に、「単位」制を採用し、サービスごと、地域ごとに1単位の単価を設定している。
- 各市町村に適用される級地（地域区分）は、公平性・客観性を担保する観点から、公務員（国家・地方）の地域手当の設定がある地域は、原則として当該地域手当の区分に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、一部特例を設けている。

■介護報酬の基本的な算定方法

サービスごとに
算定した単位数



1単位の単価
〔サービス別、地域別に設定〕
10円～11.40円



事業者を支払われる
サービス費
〔1割、2割又は3割は〕
利用者の自己負担

（根拠）指定居宅サービスの費用の額の算定に関する基準（告示）等

（根拠）厚生労働大臣が定める一単位の単価（告示）

■1単位の単価（サービス別、地域別に設定）

	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他	
上乗せ割合	20%	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%	
人員費割合	①70%	11.40円	11.12円	11.05円	10.84円	10.70円	10.42円	10.21円	10円
	②55%	11.10円	10.88円	10.83円	10.66円	10.55円	10.33円	10.17円	10円
	③45%	10.90円	10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円

①訪問介護／訪問入浴介護／訪問看護／居宅介護支援／定期巡回・随時対応型訪問介護看護／夜間対応型訪問介護
②訪問リハビリテーション／通所リハビリテーション／認知症対応型通所介護／小規模多機能型居宅介護／看護小規模多機能型居宅介護／短期入所生活介護
③通所介護／短期入所療養介護／特定施設入居者生活介護／認知症対応型共同生活介護／介護老人福祉施設／介護老人保健施設／介護療養型医療施設
介護医療院／地域密着型特定施設入居者生活介護／地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護／地域密着型通所介護

Table with 10 columns representing different grade categories (1級地 to 7級地) and a final column for other areas. Each column lists the municipalities and cities included in that category.

※ この表に掲げる名称は、平成30年4月1日においてそれらの名称を有する市、町、村又は特別区の両方における区域によって示された地域

級地の設定状況について

1. 複数隣接ルール及び完全囲まれルール等の適用状況

(自治体数)

Summary table showing the application status of rules. Columns include: 合計 (A+B), 最終値適用済 (H30改定時) (A), 経過措置適用中 (段階的に引き上げ又は引き下げ) (B)=(C)+(D), 本来の級地よりも引き上げ(C), and 本来の級地よりも引き下げ(D). Rows list rules like '公務員の地域手当に準拠', '複数隣接ルールを適用', etc.

2. 令和3年度改定で設定する特例の適用が見込まれる地域

- ① 隣接地域全てが高い(低い)自治体数 44(周囲が全て高い12、低い32)
② 当該地域よりも高い級地と複数隣接しており、その中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域がある自治体数 7

(参考) 平成30年度改定において級地変更があった自治体数 48 (引き上げ48、引き下げ0)

Breakdown of grade change counts: 完全囲まれルールの適用 (4), 経過措置の変更 (14), 経過措置の終了 (27 ※2), 広域連合の新設 (※1) (3).

(※1) 平成27年度介護報酬改定において、「広域連合を構成する自治体が適用されている地域区分の割合が異なる場合は、構成する自治体間の協議より、その自治体が適用されている区分の範囲内で設定」を認めたところであり、平成30年度から新たに広域連合を形成する地域も同様の取扱いとしている。
(※2) 経過措置を終了する30自治体のうち、広域連合の新設により従前(経過措置の値)と同じ値を設定する3自治体を除いている。

各自治体に適用される級地の見直しの考え方（これまでの取扱い）

【原則】 公務員(国家・地方)の地域手当の設定がある地域は、当該地域手当の区分に準拠する。

【特例】 公平性・客観性を担保する観点から、公務員の地域手当の設定に準拠しつつ、隣接地域の状況によって、特例として級地の変更を認める。

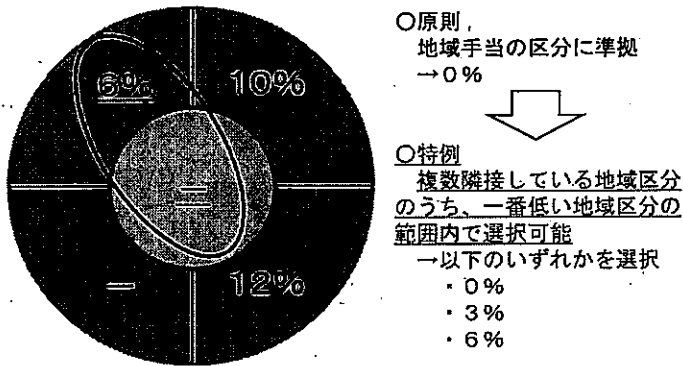
①平成27年度介護報酬改定

公務員の地域手当の設定がない(0%)地域については、地域手当の設定がある地域と複数隣接している場合に限り、本来の「その他(0%)」から「複数隣接している地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを認める。(複数隣接ルール)

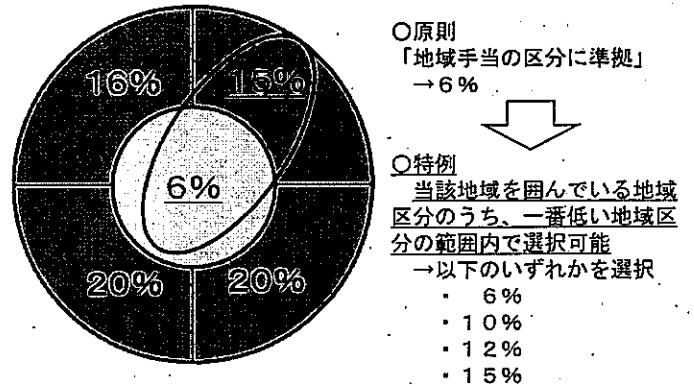
②平成30年度介護報酬改定

当該地域の地域区分よりも高い地域に囲まれている場合については「当該地域の地域区分」から「当該地域を囲んでいる地域区分のうち一番低い地域区分」の範囲内で選択することを認める。(完全囲まれルール)

【上記①に該当する事例】

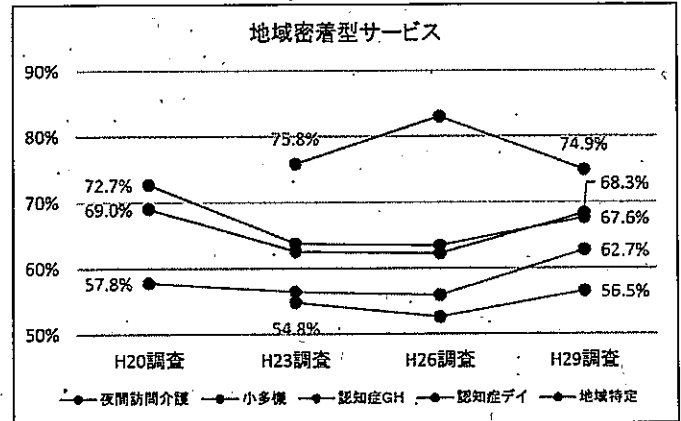
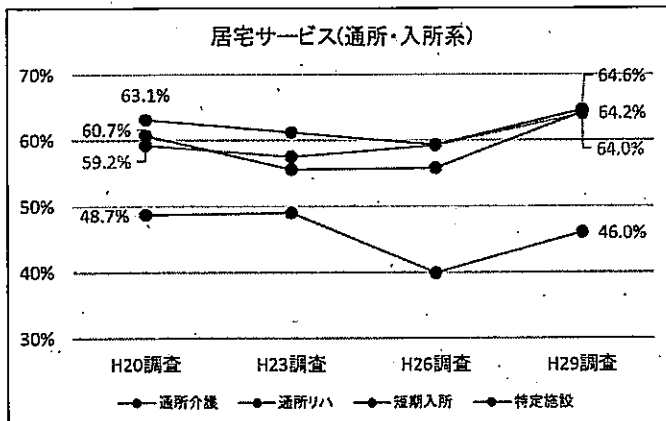
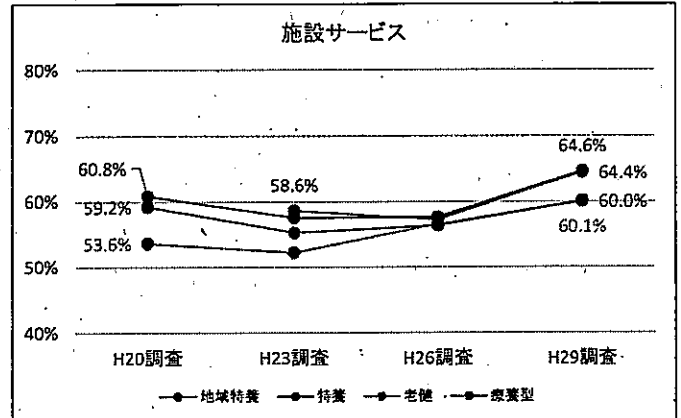
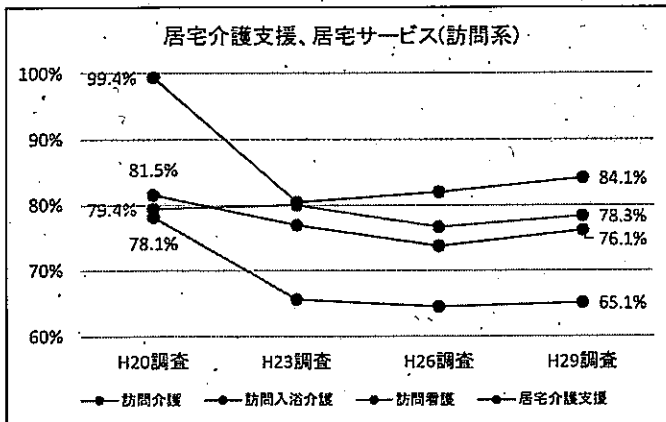


【上記②に該当する事例】



(注) 地域手当の設定がある地域には適用されない

人件費割合の推移（収入に対する給与費の割合）



(出典) 介護事業経営実態調査

級地の設定について

対応案

- 令和3年度改定に当たっては、現行の級地を適用することを基本とし対応することとしてはどうか。その際、現行において経過措置を適用する自治体に対しては、当該経過措置を継続するか又は終了するか意向を確認し、必要に応じ引き上げ又は引き下げを認めることとしてはどうか。
- また、公平性を欠く状況にあると考えられる自治体を対象として、引き上げ又は引き下げを認めることとしてはどうか。
具体的には、次のいずれかに該当する自治体を対象として、当該地域に隣接する地域に設定された地域区分のうち、一番低い地域区分までの範囲で引き上げる(又は引き下げる)ことができることとしてはどうか。
 - ① 当該地域の地域区分よりも高い(低い)地域に囲まれている場合(完全囲まれルール)【平成30年度介護報酬改定時にも適用】
 - ② 当該地域の地域区分よりも高い(低い)級地が設定された地域に複数隣接しており、かつ、その地域の中に当該地域と4級地以上の級地差がある地域が含まれている場合(引き上げについては、地域手当の級地設定がある自治体を除く)【新規】
- サービス毎の人件費割合については、人件費が上昇傾向にあること踏まえつつ、財政中立を原則とした制度であることを考慮しながら、来年度以降、さらに検討することとしてはどうか。

平成 31 年県内市町の給与実態調査結果について

地方公務員の給与の状況については、毎年、総務省による実態調査が実施されています。ここでは平成 31 年の調査の結果に基づいて県内市町（神戸市を除く 40 市町）の給与の状況について紹介します。

- 1 ラスパイレス指数
- 2 その他の給与制度の状況

このデータの内容に関するお問い合わせは、下記までお願いします。

兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課企画班
TEL : 078-341-7711 (内線2507)
078-362-3098 (直通)
MAIL : shichoushinkouka@pref.hyogo.lg.jp

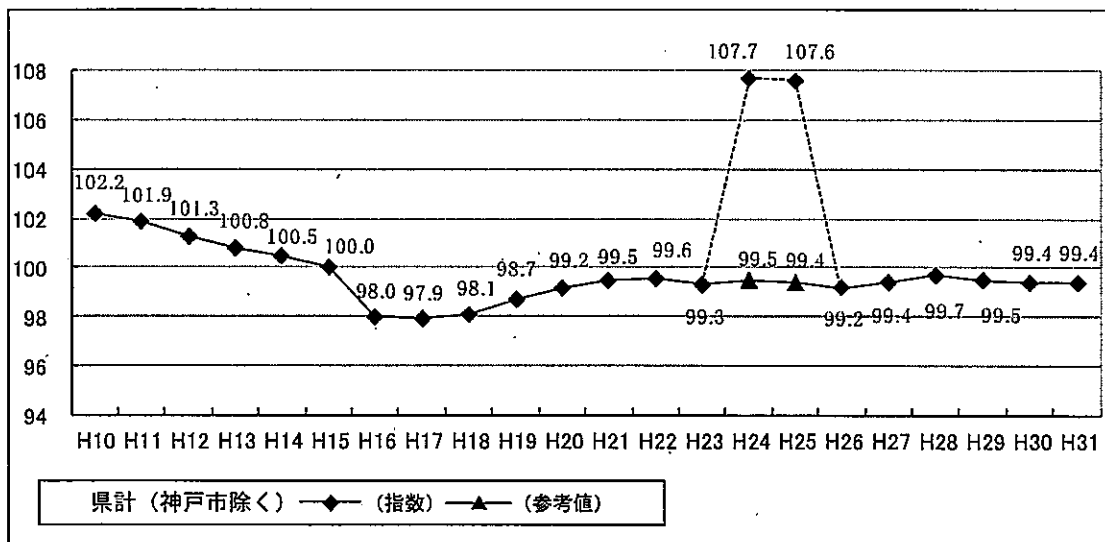
1 ラスパイレス指数

ラスパイレス指数とは、全ての都道府県・市町村の一般行政職の給料水準を同一の基準で比較するため、国家公務員の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

平成31年4月1日時点の県内市町のラスパイレス指数の平均は99.4となり、前年からの変動はありませんでした。

	平成 31 年 A	平成 30 年 B	前年増減 A－B
市平均（神戸市除く）	99.6	99.6	0.0
町平均	97.5	97.5	0.0
市町平均（神戸市除く）	99.4	99.4	0.0
兵庫県	100.1	100.4	△0.3
神戸市	100.3	100.8	△0.5

【ラスパイレス指数の推移】



注) 参考値：東日本大震災の復興財源を捻出するための時限的な措置として実施された国家公務員の給与削減（H24、H25）がないとした場合の指数

【分布状況】ラスパイレス指数100以上は7市町

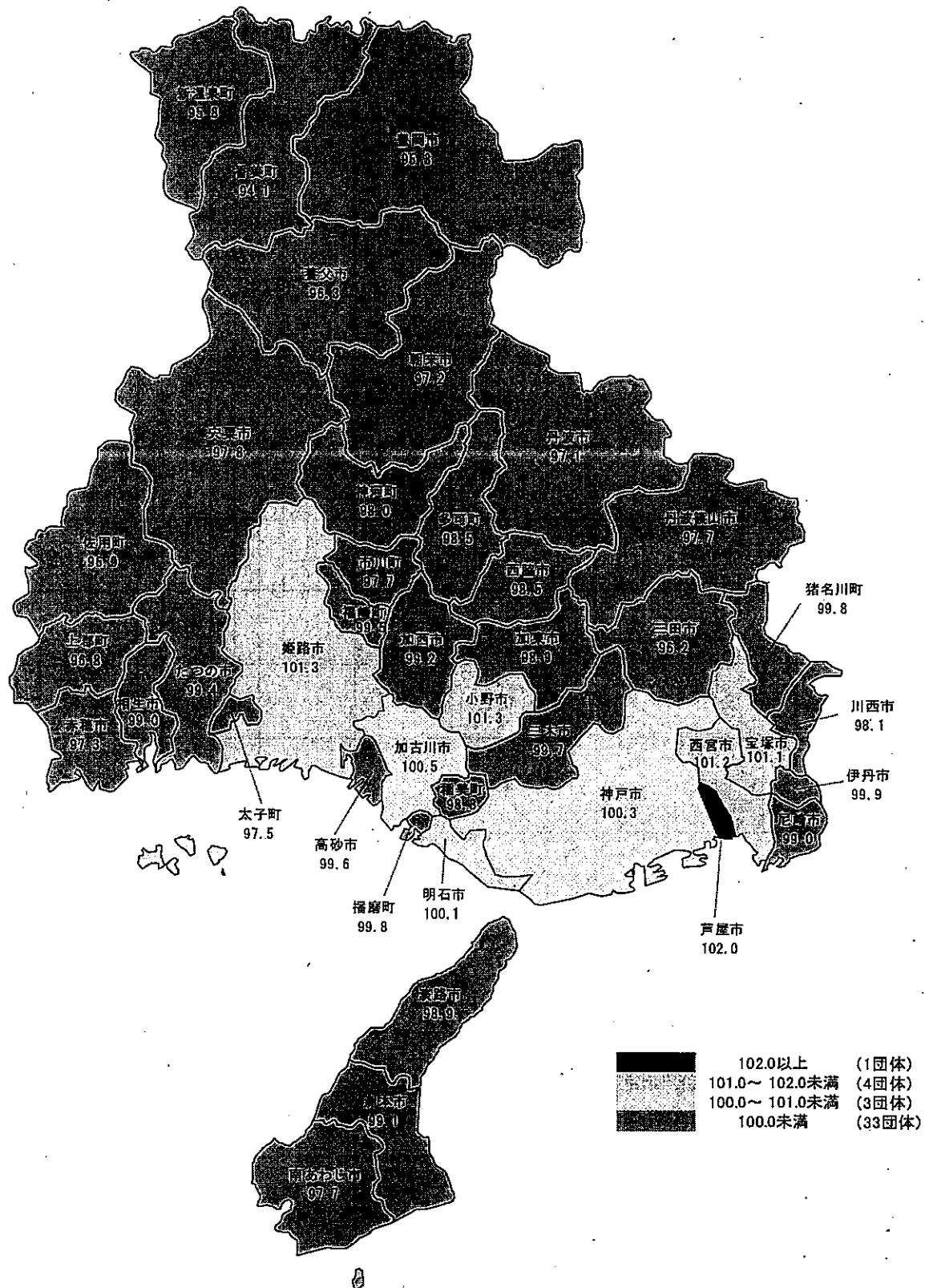
	95 未満	95 以上 100 未満	100 以上 101 未満	101 以上
市（神戸市除く）	0 < 0 >	21 < 20 >	2 < 4 >	5 < 4 >
町	1 < 1 >	11 < 9 >	0 < 2 >	0 < 0 >
市町計（神戸市除く）	1 < 1 >	32 < 29 >	2 < 6 >	5 < 4 >

注) < >内は、平成30年の分布状況

【県内市町別ラスパイレース指数一覧】 <一般行政職>

市町名	平成31年		平成30年	前年増減	地域手当 補正後ラス	
	A	県内 順位				全国 順位
芦屋市	102.0	1	33	102.0	0.0	102.0
姫路市	101.3	2	72	101.5	△ 0.2	101.3
小野市	101.3	2	72	100.4	0.9	101.3
西宮市	101.2	4	85	101.5	△ 0.3	101.2
宝塚市	101.1	5	95	98.4	2.7	101.1
加古川市	100.5	6	168	101.1	△ 0.6	100.5
明石市	100.1	7	221	100.4	△ 0.3	100.1
伊丹市	99.9	8	259	100.2	△ 0.3	99.9
猪名川町	99.8	9	281	100.1	△ 0.3	99.8
播磨町	99.8	9	281	99.5	0.3	102.8
三木市	99.7	11	297	100.1	△ 0.4	99.7
高砂市	99.6	12	320	99.3	0.3	95.1
福崎町	99.5	13	343	100.2	△ 0.7	99.5
たつの市	99.4	14	368	99.1	0.3	99.4
加西市	99.2	15	428	99.3	△ 0.1	99.2
洲本市	99.1	16	454	99.8	△ 0.7	99.1
相生市	99.0	17	478	99.1	△ 0.1	99.0
尼崎市	99.0	17	478	98.9	0.1	99.0
淡路市	98.9	19	502	99.1	△ 0.2	98.9
加東市	98.9	19	502	98.8	0.1	98.9
西脇市	98.5	21	596	99.4	△ 0.9	98.5
多可町	98.5	21	596	98.4	0.1	98.5
稲美町	98.3	23	640	97.5	0.8	101.2
川西市	98.1	24	701	99.1	△ 1.0	98.1
神河町	98.0	25	726	98.6	△ 0.6	98.0
宍粟市	97.8	26	779	98.0	△ 0.2	97.8
丹波篠山市	97.7	27	797	98.0	△ 0.3	97.7
南あわじ市	97.7	27	797	98.0	△ 0.3	97.7
市川町	97.7	27	797	97.8	△ 0.1	97.7
太子町	97.5	30	850	97.7	△ 0.2	97.5
赤穂市	97.3	31	906	97.7	△ 0.4	97.3
朝来市	97.2	32	937	97.5	△ 0.3	97.2
丹波市	97.1	33	963	97.1	0.0	97.1
佐用町	96.9	34	1021	96.6	0.3	96.9
上郡町	96.8	35	1045	97.1	△ 0.3	96.8
養父市	96.3	36	1173	95.9	0.4	96.3
三田市	96.2	37	1193	96.7	△ 0.5	96.2
新温泉町	95.8	38	1262	96.0	△ 0.2	95.8
豊岡市	95.3	39	1338	95.5	△ 0.2	95.3
香美町	94.1	40	1482	94.3	△ 0.2	94.1
市平均(除神戸)	99.6	—	—	99.6	0.0	99.5
町平均	97.5	—	—	97.5	0.0	97.9
市町平均(除神戸)	99.4	—	—	99.4	0.0	99.3

【ラスパイレス指数】



102.0以上	(1団体)
101.0~ 102.0未満	(4団体)
100.0~ 101.0未満	(3団体)
100.0未満	(33団体)

2 その他の給与制度の状況（平成31年4月1日現在）

市町名	初任給額		55歳を超える 職員の昇給停止 の廃実施	地域手当			贈手当		備考	
	大卒 (国:180,700円) (県:187,200円)	高卒 (国:148,600円) (県:153,000円)		国及び県 を超過	国基準と異なる	団体支給率	国基準	該当団体		支給額
姫路市	190,300円	155,700円	●		3%	●		(10,000円)	市内転入者に限り最長36ヶ月間	
尼崎市	188,600円	157,400円	●		10%	●				
明石市	187,200円	153,000円	●		6%	●				
西宮市	186,100円	159,800円	●		15%	●		13,000円		
洲本市	180,700円	148,600円	●		-					
芦屋市	186,400円	156,700円	●		15%	●		9,900円	R2:7,500円、R3:5,000円、R4以降:2,500円	
伊丹市	188,000円	156,100円	●		10%	▲		2,000円	R2以降廃止	
相生市	187,200円	153,000円	●		-					
豊岡市	187,200円	153,000円			-					
加古川市	187,200円	153,000円			3%					
赤穂市	180,700円	148,600円			6%					
西脇市	180,700円	153,000円			-					
宝塚市	185,500円	155,800円	●		15%					
三木市	187,200円	158,300円	●		3%					
高砂市	188,900円	154,400円	●		5%	●				
川西市	180,800円	150,400円	●		10%	▲		4,200円	R2:2,100円、R3以降廃止	
小野市	187,200円	158,300円	●		-					
三田市	190,700円	158,300円	●		10%					
加西市	185,700円	157,000円	●		-			2,000円		
丹波篠山市	180,700円	153,000円			-					
養父市	180,700円	148,600円			-					
丹波市	180,700円	153,000円			-					
南あわじ市	180,700円	148,600円			-					
朝来市	180,700円	148,600円			-					
淡路市	170,100円	148,600円			-					
兵庫県	180,700円	153,000円			-					
加東市	180,700円	148,600円			-					
たつの市	187,200円	153,000円			-					
福名川町	187,200円	153,000円			6%					
多可町	180,700円	148,600円			-			1,600円		
稲美町	187,200円	158,300円	●		3%	●		1,600円		
播磨町	187,200円	158,300円	●		3%	●		1,600円		
市川町	170,100円	148,600円			-					
福崎町	180,700円	148,600円			-			2,500円		
神河町	170,100円	148,600円	●		-					
太子町	180,700円	153,000円			-					
上郡町	180,700円	148,600円			-					
佐用町	180,700円	148,600円			-					
香美町	180,700円	148,600円			-					
新温泉町	187,200円	153,000円			-					

■ 用語の説明

項 目	説 明
ラスパイレス 指数	<p>全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。</p> <p>※一般行政職：税務職、医師・歯科医師職、看護・保健職、福祉職、消防職、企業職、技能労務職等のいずれにも該当しない職員</p>
初任給額	<p>大卒、高卒それぞれの初任給の給料月額を表記しています。なお、国家公務員の大卒の初任給基準は国家公務員採用一般職（大卒程度）試験（旧二種試験）合格者の額を表記しています。</p> <p>県内各市町において、国家公務員及び県職員を超過している団体を●としています。</p>
昇給停止	<p>国家公務員の場合、勤務成績が標準の職員は、職務の級に応じた俸給表（給料表）において毎年4号昇給しますが、55歳を超える職員は、平成26年1月より、標準の勤務成績では昇給停止としています。</p> <p>県内各市町において、国家公務員に準じた措置を行っていない団体を●としています。</p>
地域手当	<p>地域の民間賃金水準を公務員給与に適切に反映するため、平成18年度より、これまでの調整手当に代えて、物価等も踏まえつつ、主に民間賃金の高い地域に勤務する職員に支給される手当です。</p> <p>県内各市町において、国家公務員の支給率と異なる団体を●としています。</p>
自宅に係る 住居手当	<p>国家公務員の場合、職員が所有する自宅（持家）に居住して世帯主である職員に住居手当を支給していましたが、平成21年12月に廃止されています。</p> <p>県内各市町において、同趣旨の手当を支給している団体を●とし、同手当の廃止を決定済である団体を▲としています。</p>

